



Osaka Gakuin University Repository

Title	EU 統合とフランス競争政策－ 1990 年代以降を中心に－ European Integration and French Competition Policy since 1990
Author(s)	和田 聡子 (Satoko Wada)
Citation	大阪学院大学 経済論集 (THE OSAKA GAKUIN REVIEW OF ECONOMICS), 第 24 巻第 2 号 : 1-46
Issue Date	2010.12.31
Resource Type	ARTICLE/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

EU 統合とフランス競争政策 －1990年代以降を中心に－

和田 聡子

要 旨

本稿では、フランス競争政策の展開について、EU 統合が進展した1990年代以降を中心に検討した。

EU 統合の深化と拡大とともに、フランスは、EU において隣国ドイツと並ぶリーダー国としての立場上、自国と EU の諸政策の調和を図る必要性を強く認識している。よって、競争政策についても EU 競争政策を考慮した法制度改正および施行に積極的であり、2007年5月に誕生したサルコジ政権も、基本的に市場経済化路線を支持している。

その一方で、2009年末に顕在化したギリシャの財政危機問題は、EU 加盟国が他の加盟国に及ぼすダメージと影響がいかに大きいのか、という課題をもたらした。とはいえ、このような問題が起こった根本要因は、市場を監視する機能および法制度の不備であり、そこから、公正で自由な市場を維持・形成する上で、その一端を担う競争政策の役割は、より一層高まっていくと考えられる。

キーワード：欧州統合、競争政策、産業政策、フランス、欧州連合

JEL 分類番号：K21; L41; L52.

目 次

1. はじめに
2. 1980年代までのフランス競争政策の概観
 - (1) フランスの伝統的政策路線と経済計画
 - (2) 1986年法の制定
3. 1990年代以降のフランス競争政策の動向
 - (1) 競争法改正とその特徴
 - (2) 近年のフランス・EU 競争政策の大型事例
 - (3) サルコジ政権下の政策路線
4. EU 統合とフランス競争政策
 - (1) 仏独の政策路線がEU 競争政策に与えた影響
 - (2) EU におけるフランス競争政策の在り方
5. 結 語

1. はじめに

戦後のフランスは、「国家管理計画経済（dirigisme）」とよばれる特有の政府主導の下で、産業政策を中心とした政策路線によって一連の経済復興・発展を遂げてきた。

しかしながら、1970年代以降、2度にわたる石油危機、高額な社会保障給付、国営企業の芳しくない経済成果による財政負担が大幅に増大するなど、政策路線の抜本的な見直しが進められてきたのである。

さらに、1980年代以降から現在に至るまで、次第に加速するEU統合に伴ってEU競争政策と自国の競争政策との関連も考慮せねばならぬ要因も生じて、競争政策重視の政策路線へと移行しているといえよう。

一方で、2009年末に顕在化したギリシャの財政危機は、今後のEU統合を進めていく上で、EU加盟国が他の加盟国に及ぼす大きなダメージと課題をもたらした。そして、EU加盟国で共通に実施するEU競争政策も大きな影響を受けたことは言うまでもない。とはいえ、このような問題が起こった根本的要因は、市場を監視する機能および法制度の不備であり、そこから、公正で自由な市場を維持・形成する上でもその一端を担う競争政策の役割は、より一層高まっていくと考えられる。

以上の問題意識から、本稿では、まず、(1)1980年代までのフランス競争政策を簡単に確認し、ついで、(2)1990年代以降から現在に至るまでのフランス競争政策の動向を検討する。最後に、(3)EU統合の進展によるフランス競争政策の影響を考察したい。

2. 1980年代までのフランス競争政策の概観

(1) フランスの伝統的政策路線と経済計画

最初に、戦後フランスの政策路線にみられる一般的特徴を確認しておく。

EU（1992年までEC）諸国の中でも、フランスは独自の経済思想として「ディリジスム（dirigisme）」、「エタティスム（étatisme）」などと呼ばれる伝統をもつ¹⁾。

このフランス経済体制は、強力な国家管理経済の下、政府主導の政策路線を採用することを意味した。もっとも、ここで注意すべきは、戦後フランスでは、政府が広範かつ強力に介入したとはいえ、けっして社会主義経済が志向されてきたわけではない点である。というのは、1789年のフランス革命を起点とし、18世紀末頃から、すでに国民のあいだに「個人の自由」尊重の理念が定着していたと考えられるからである。よって、それまで貴族階級が資本を独占していた絶対王政時代が、この革命によって終わりを告げたことがフランスにおける自由の理念を考える際、十分に考慮されなければならない²⁾。

1) Durand, Claude [1990], p.43, pp.89-93, pp.105-113, Mescheriakoff, Alain-Serge [1996], p.90, Gerber, David J. [1998], pp.180-183, Gordon, Philip H. and Meunier, Sophie [2001], pp.15-16, Cole, Alistair [2008], pp.115-117. フランス経済思想の詳細な邦語文献については、遠藤輝明編著[1982]を参照。

2) 原輝史編[1986], pp.1-9. なお、1791年制定の「ル・シャプリエ法（Loi Le Chapelier）」では、労働者の集团的利益行動を厳しく取り締まるため、労働者の同業組合制度を禁止した。この狙いは、個人の経済的自由を保護し、平等主義へとつなぐためであり、当時はカルテルの弊害を意識していたのである。しかしながら、その後、ル・シャプリエ法も廃止され、さらに20世紀に入ると、フランスにおいてカルテルに対する思考観が大きく変化する。つまり、カルテルは、むしろ競争力向上の手段として様々な産業部門に不可欠であると理解され、他の欧州諸国が競争法の制定に前向きである一方、フランスではその制定に消極的な立場となる。Gerber, David J., *op.cit.*, p.183, Lane, Christel [1995], p.44, OECD [2005], pp.10-11, Pace, Federico Lorenzo [2007], p.17. フランス革命前後のフランスの「自由」に関する思想の内容については安藤隆穂[2007], pp.111-148を参照。

それ以来、フランス国民は、基本的に自由かつ平等な権利意識が十分に根付いていたのであり、また一方では、経済生活の保障に対しても「国家（政府）」の役割が高く評価されるようになる。こうして、フランスは、しだいに国家主導の経済体制を確立していったといえよう。

第2次大戦後も、この経済体制は引き継がれ、政府主導による「産業政策（Politique Industrielle）」を積極的に実施した。具体的には、戦後の混乱と疲弊からフランス経済をいち早く再建することを強く主張した初代の経済計画庁長官（Le Commissariat Général au Plan）に就任したモネ（Monnet, Jean）が、1947年から「近代化・設備計画（Le Plan de Modernisation d'Equipment）」（のちに「経済社会発展計画（Le Plan de Developpement Economique et Sociale）」と呼称が変更）を実施した³⁾。そこで、国際競争力強化策として、基幹産業の大部分を合併によって大規模化し、同時に国有化が進められたのである。さらに、1947年以降、経済計画が逐次策定され、積極的な政府介入が行なわれた。

ここでの思考は、私企業よりも国営企業のほうが能率に優れ、かつ国民経済全体にとっても有益だというものであろう。

具体的に、以下、1945年から1980年代頃の経済計画について概観しよう。戦勝国であったとはいえ、戦後フランス経済は大きな打撃をうけ、極度の疲弊状態に陥っていた事情から、経済を再建するにあたり、強力な政府主導による「競争制限的」な経済運営が施行された。第1、第2次計画期間中では、経済

3) 当時、強力な指導者であったド・ゴールの独裁体制に批判もあったことから、「フランス経済計画の父」とも呼ばれたモネは、マーシャルプランを活用する必要性も認めながら、新しい経済運営としてのオリジナルな「経済計画」を制度化したのである。Mescheriakoff, Alain-Serge, *op.cit.*, p.57. 第1次計画から第11次計画の変遷については、Kresl, Peter Karl and Gallais, Sylvain [2002], pp.59-63.
また、戦後フランスの経済計画を日本経済と関連させながら整理した文献として、諏訪貞夫[1986]『経済政策講義』成文堂がある。

復興、国民生活水準の向上、そして産業の再編・近代化が主要な目標に掲げられ、鉄鋼、化学、自動車、石油、航空機、金融部門などの企業が積極的に国有化され、これら基幹産業を保護育成したのである⁴⁾。

既述のように、事実、初代長官のモネは、経済計画（とりわけ第1次計画は「モネ・プラン」とも呼ばれていた）の必要性を主張しながらも、社会主義的な国家権力による全面的計画・統制経済には反対であり、あくまでも国民や組織が計画の策定・実現に「参加」することにより、経済発展が遂げられると考えたのである⁵⁾。したがって、当時のフランスは、旧ソ連・東欧型の社会主義経済とは一線を画し、むしろ政府と産業との相互協調関係による「官民協調体制」的「混合経済体制」を志向していたといえる。

さらに、第5次計画期間中、世界的に通用する巨大企業、いわゆる「ナショナル・チャンピオン」の創造をめざそうとしたことから⁶⁾、1960年代から企業の大規模化を企図した空前の合併ブームが起り、多くの産業部門で独占・寡占化が進行した。その後、1968年の「五月危機」で一時低迷した時期を除けば、経済計画に即した工業化の進展によって、概して国民総生産、設備投資、貿易、

4) Kresl, Peter Karl and Gallais, Sylvain, *op.cit.*, p.28.

5) Schonfield, Andrew [1968] (海老沢道進・間野英雄・松岡健二郎・石橋邦夫訳[1968]) p.74, p.76, pp.110-113, Lieberman, Sima [1977], pp.8-13, Denton, Geoffrey, Forsyth, Murray and MacLennan, Malcolm, [1968], pp.81-82, Cazes, Bernard et Mioche, Philippe (ed.) [1990], pp.47-76.

6) Quaden, Guy [1976], pp.74-75, Dyson, Kenneth and Wilks, Stephen (ed.) [1983], p.165, Médan, Pierre et Warin, Thierry [2000], p.98, Maclean, Mairi [2002], pp.83-87, Kharaba, Ivan, Dalmaso, Anne, Mioche, Philippe, Raulin, Philippe et Woronoff, Denis [2009], pp.89-94. Schreiber, Jean-Jacques Servan [1967]は、フランスに限らず、当時の欧州がアメリカに対抗するために取った作戦が紹介されている貴重な文献である。また、Eck, Jean-François [2000], pp.32-33, Adames, William J. and Stoffaès, Christian (ed.) [1986], pp.15-17では、「ナショナル・チャンピオン」に相当する具体的な企業が紹介されており、SESSI [2005], pp.154-173では、とりわけフランス政府が「ナショナル・チャンピオン」として後押ししていた航空宇宙防衛産業の国家における位置づけやR&Dの動向などが述べられている。

賃金などの指数は大きく上昇した。この時期の第6次計画は、「壮大な計画（grands programmes）」と称されるほど、政府が主体となって航空宇宙、原子力、ハイテク、電気通信産業などに巨額な補助金をつぎ込む産業政策が主流であった⁷⁾。一方で、1970年代半ば以降は、2度にわたる石油危機の影響に伴う急激なインフレーション、失業の増大などの深刻な問題がクローズアップされ始める時期が到来する⁸⁾。

とはいえ、フランスでは政府統制や産業政策が依然として根強い支持を得ていた。そのことは、1980年前後には、アメリカはレーガン（Reagan, Ronald）政権、イギリスではサッチャー（Thatcher, Margaret. H.）政権、そして（旧西）ドイツのコール（Kohl, Helmut）政権が成立し、これら国々では規制緩和や民営化などが積極的に実施され、「世界の趨勢」として自由主義的政策路線がとられたのに対し、フランスのみが1981年5月、ミッテラン（Mitterrand, François）社会党政権を成立させ、逆に国有化を推進したことからも十分にかがえるであろう。しかしながら、期待されたこの左派政権の政策は、結果的には、国内経済の構造問題を解決できず、大規模な財政支出、国営企業の赤字増大、失業率の上昇、貿易収支の悪化など、問題をさらに深刻化させることとなった⁹⁾。

その結果、1986年の総選挙によって社会党は大敗し、新たに誕生した「保革共存政権（Cohabitation）」の下で、今度は一転して開放的かつ競争的な市場

7) Foreman-Peck, James and Federico, Giovanni (ed.) [1999], pp.85-86, Adames, William J. and Stoffaès, Christian (ed.) [1986], pp.32-33, Kassim, Hussein and, Menon, Anand (ed.) [1996], pp.188-189, Buiges, Pierre-André and Sekkat, Khalid [2009], pp.140-141. この時期、フランスは競争政策の認識および実施については、他のEU諸国に比して遅れをとっていた一方で、研究開発（R&D）政策の分野では、EU域内での貢献度が大きかったとの指摘もある。Kassim, Hussein and, Menon, Anand (ed.), *op.cit.*, pp.235-237.

8) Eck, Jean-François, *op.cit.*, pp.35-37, Lieberman, Sima, *op.cit.*, pp.190-192.

9) Gordon, Philip H. and Meunier, Sophie, *op.cit.*, pp.18-19.

経済化路線が推進されることとなったのである¹⁰⁾。具体的には、基幹産業の民営化、競争法の整備、金融市場の自由化、公益事業の規制緩和、財政緊縮政策などがその主たる内容にほかならない。

加うるに、EU主導国として自国の競争政策をEU競争政策と整合させる必要があるなどの事情によって、これまでの行き方から逆に民営化、競争路線へと転換することとなった。とりわけ、1986年制定の「新競争法」は、これらの事情を背景として制定されたものといえよう。

(2) 1986年法の制定

戦後フランスでは、総じて市場機構・競争原理が評価されず、逆に、合併の推進、官民協調体制の形成、さらには政府統制、経済計画、国有化などを支持する傾向が伝統的にあったため、1970年代に入るまで競争政策を積極的に展開するのは困難が伴ったことを指摘した。とはいえ、実は、1953年にフランスでも競争法が形式上制定され、その後も幾度かの改正を経て、1977年に「経済集中の規制ならびに違法カルテルおよび支配的地位の濫用の処罰に関する1977年7月19日の法律77-806号」（以下、1977年法）が制定されていた。そして、この法律は、従来の競争法とは異なり、禁止条項自体も相当にまとまった内容であった。しかしながら、その実効性は、まだ乏しかったといえよう。

以下では、その後フランスが本格的に競争政策を実施する体系法として制定した「1986年競争法」の内容および特徴を紹介したい。

10) Maclean, Mairi, *op.cit.*, p.157, Foreman-Peck, James and Federico, Giovanni (ed.), *op.cit.*, p.79, Bell, David S. [2000], pp.36-37. 当時の保革共存政権の誕生以後、1993年～1995年、1997年～2002年にも誕生している。ほかに、この時期のフランスの規制緩和や政策内容の動向として、Lafay, Gérard, *op.cit.*, pp.142-143, Mescheriakoff, Alain-Serge, *op.cit.*, p.70.

① 新競争法の内容と特徴

フランスでは、1986年に「価格の自由および競争に関する1986年12月1日の法律第86-1243号」（以下、1986年法）が制定された。

1986年法の主要な内容と特徴について整理すれば、一応、以下のようになるであろう。

- (i) 「価格令」を廃止し、（自然独占分野などを除いて）価格は、市場での競争によって決定さるべきことが確認されたこと、
- (ii) 執行機関としての「競争評議会（Conseil de la Concurrence）」に（従来の経済大臣に代って）制裁金賦課にかかわる決定権をもたせたこと、
- (iii) 合併規制については、これまでと同様に、経済大臣が最終決定権をもつこと、
- (iv) フランスでは、違反行為に対して制裁金賦課の行政罰に加えて、刑事罰も存在すること。

まず、価格令の廃止の意義を検討したい。フランスが戦後、長きにわたって価格統制を実施してきたことはすでに述べたとおりである。したがって、価格令の廃止は、価格に対する直接介入を否定し、市場における自由な価格形成を支持したことを意味する¹¹⁾。かくして、フランスは、伝統的な政府統制から市場機構、競争原理に基づく政策路線へと転換するわけである。

つぎに、1977年法によって、カルテルと支配的地位の濫用に対する課徴金制度が導入されたが、当初、その賦課にかかわる最終決定権を経済大臣が有しており、しかも、当大臣は、しばしば、「政治的配慮」をもって寛大に対処したために、せっかくの新制度も実効性に乏しいという批判が生じた。そこで、1986年法では、この点が考慮され、決定権を競争評議会に移したことは評価できる。

11) Mescheriakoff, Alain-Serge, *op.cit.*, p.99, Decocq, André, et Decocq, Georges [2008], p.23.

とはいえ、合併規制については、経済大臣が依然として最終決定権をもつのであって、基本的に1977年法と変わりはない。ここで、この時期のフランス競争政策の執行機関の特徴を付言しておく。アメリカが「連邦取引委員会」と「司法省（反トラスト局）」の2つを有するのと同様に、フランスでは上記の競争評議会とならんで、経済財政産業省内の「競争・消費・不正行為防止総局（以下、DGCCRF: Direction Generale de la Concurrence, de la Consommation, et de la Repression des Fraudes）」もまたその任務に当たるという点である¹²⁾。しかも DGCCRF は、基本的に自由競争を阻害・制限する行為を監視する役割が大きく、仮にそのような行為がある場合、競争評議会へ申告したり、また、自らの意見書を提出することが出来る。さらに、ある違反行為について DGCCRF 自ら訴訟を起こすこともあれば、警告などの非公式処分でおさめるケースもある。なお、ディリジスム体制の時代においては、DGCCRF はすこぶる強力な直接介入の権限、さらには一定の司法警察権さえも有していたが、1986年法の制定によって、その強力な権限はなくなり、基本的に市場原理に依拠することが任務となっている。とはいえ、「合併による大規模化」を高く評価する傾向は続き、事実、政策担当者のあいだでは、この時期、なお、「国際競争力を強化するために経済集中が不可欠だ」という思考が根強く存在していた。したがって、合併規制の規定が導入されはしたものの、その一方で、厳格な政策施行が経済進歩や国際競争力に悪影響をもたらすのではないかと、といった不安も根強いのである。そこで、「役柄上、厳格すぎる政策を施行するかもしれない」競争評議会ではなく、「おそらくは『寛大に』対処するであろう」経済省管轄の経済大臣の手にゆだねておくのが安全である、という立場を維持したと考えられる¹³⁾。

12) Gerber, David J., *op.cit.*, p.407.

13) *Ibid.*, pp.406-407. 依然として、競争政策を実施する際においても、ディリジスムの影響が残っていたことは事実である。

② 1986年法の合併条項とその特徴

1986年法は、フランスにおいて「競争」と「価格決定の自由」の2つを明確に盛り込んだ本格的な競争法として評価されているが、とりわけ、フランスの特徴が顕著な合併規制の特徴について、以下、検討する。

1986年法の合併条項は、規制対象となる合併を「合併企業のシェアが25%以上、あるいは年間売上高が70億フラン以上で、かつその当事者のうち少なくとも2社が20億フラン以上の売上高を有する場合」と定めている。そして、1977年法と同様に「競争侵害」だけでなく、経済成長や国際競争の側面が勘案される。これについては、「競争評議会は、集中計画または集中が競争に対する侵害を償うに十分な程度に経済成長を促進するものであるか否かにつき判断する。したがって、競争評議会は、国際競争との関係で、当該企業の競争力を考慮しなければならない」と明示された¹⁴⁾。

ただし、合併の可否に関わる最終決定権が（競争評議会でなく）経済大臣にゆだねられている点は、1977年法と変わりがなかった。

つぎに、合併規制の基準内容については、1977年法が市場占有率のみを考慮していたのに対し、1986年法では、売上高を規制の基準として新たに考慮されるようになった。その一大要因は、さきの合併条項が、流通業者に比して製造業者に厳しく働いたことによる。1970～80年代にかけてサービス業、とりわけ流通業の急速に発展したことで、製造業者はしばしばこの規定が「不公平」として非難した¹⁵⁾。具体的には、「水平合併は全国レベルで25

14) なお、1986年法では、合併の事前届出制度は、義務でなく任意であり、届出後、2カ月間何も連絡がなければ承認とみなされていた。現在は事前届け出制である。

15) フランス流通業の特徴と展開については、拙著「フランス流通業と競争政策」『六甲大論集 第46巻第2号』[1998]、Chauveau, Sophie [2000], pp.84-85を参照。なお、フランスでは、流通業に関して、「中小小売店と大型店」、および「流通業者と製造業者」という2つのタイプの対立が競争法改正の歴史的な変遷に大きな関わりがあると言える。Jenny, Frédéric [1995], p.173。

%超、垂直合併は40%超」という条件が、製造業では該当しやすいのに対して、流通業者の場合、これに達するケースはすこぶる乏しいからである。その一方で、彼らが地域市場でかなりの市場支配力をもち、売上高もきわめて大きいことが少なくない。フランスでは、流通業における中小小売店と大型店、および流通業者と製造業者という2つのタイプの対立が、競争法改正の歴史的な変遷に大いに関わりを持ついきさつもあることから、このような要因が問題視されるのも理解可能である。また、関連市場の定義についても、商品（またはサービス）の特質や地理的規模などの様々な事柄を考慮して決定されるような内容となっている。そこで、製造業者は、みずからに比して流通業界での合併が容易なことに強い不満をいだいていた。売上高規準が付加されたのは、この不満に対応するものであって、合併規制上、製造業者と流通業者間のアンバランスを是正しようとしたわけである¹⁶⁾。また、この他にも、近年のEU統合の影響を受けて、関連市場を定義する際に、商品（またはサービス）の特質や地理的範囲など、さまざまな要因を考慮するようになったことを指摘しておく。

最後に、フランス合併規制にみられる基本的認識、および特徴について若干言及しておきたい。フランスでは、競争を制限する合併であっても、経済的・社会的利益に貢献する成果がこれを補って余りあるのであれば是認される。つまり、経済成長、企業の効率化、雇用の促進などをもたらす競争制限的な合併は違法とならないのである。しかしながら、これら諸要因を比較勘案して、評価・立証するのは必ずしも容易ではない。よって、違法の疑いが濃厚なケースであっても、立証不十分とされる場合やその当時の経済事情に応じて便宜的に決定される公算もあるわけで、最悪の場合は、合併条項を「骨抜き」にする原因となってしまう。このことは、フランスの競争法、と

16) *Ibid.*, pp.173-174.

りわけ合併規制についての懸念を示すものであろう。よって、ここにも、戦後フランスにおける競争原理・市場機構に対する不信任や伝統的な「大規模有益論」が反映されているように思われる。

以上のような考え方にに基づき、フランスでは大型合併によって企業の大規模化を推進する伝統を長い間、維持してきたわけだが、1980年代後半に入ると、遅ればせながらも、次第に「独占禁止の母国」のアメリカ、およびドイツ、イギリス等の他のEU諸国の政策路線の影響を受けはじめ、合併規制の運用に変化が見られてきた。端的に言えば、競争政策の理念ともいえるべき「大規模化が必ずしも国際競争力に結びつくのではない。真の国際競争力は、単に大規模化するのではなく、国内外問わず、競争にさらされて強化されるものである」ことが、フランスでも意識されつつあるといえよう。

さらには、この時期、EU統合も進展していたことから、EUレベルの観点から合併の在り方を考えることが必要となったことはいうまでもない¹⁷⁾。

3. 1990年代以降のフランス競争政策の動向

(1) 競争法改正とその特徴

すでに指摘したように、フランスでは1980年代後半以降、緩慢ながらも競争政策の本格的な実施、および民営化・規制改革を含む市場経済化を進めてきた¹⁸⁾。そして、隣国ドイツと並ぶEUの盟主としての立場上、EUの諸政策と

17) なお、1997年の「フランス競争評議会年次報告」によると、フランスでも競争法をかなり「厳格に（highly restrictive）」適用していると述べている。また、競争評議会、EU競争担当局の活動は、経済を規制する上で競争政策上、「重要な助け“important instrument”」であるとも指摘している。（Antitrust & Trade Regulation Report (vol.75, no.1868), p.49.）

18) 1990年代に入り、民営化は、第三次（1990年7月4日）・第四次（1993年7月19日）民営化法の制定とともに、部分民営化を含めて継続実施中である。Maclean, Mairi, *op.cit.*, pp.160-161.

不調和であってはならず、より積極的な競争政策の展開が要請されている¹⁹⁾。
なかでも、1990年代後半から、EU レベルで、郵便、電力、電気通信産業などの
の公益事業分野における自由化が急速に進められており、したがって、フラン
スもこれら EU の動きと歩調を合わせる状況である。

1990年代以降のシラク政権は、基本的に市場機構・競争原理を尊重する政策
路線を実施することになるが、この背景には、フランスでは、長年、維持され
てきた伝統的なディリジスムからの脱却があった。そして、自国の産業・企業
が EU 域内のみならず、グローバル化に適応することで経済成長を実現するこ
とを強く認識し始めたのもこの時期と言ってよい²⁰⁾。ただし、フランスの一大
特徴である企業の大規模化傾向（外国企業の M & A を含む）も同時に進んで
いった（第 1 表）ことも指摘しておく必要がある²¹⁾。

19) Cole, Alistair, *op.cit.*, p.35 によれば、「フランス政府は、EU 加盟国および制度の圧力によ
って、(従来のディリジスムから) 新しい国家組織を課された」と指摘している。

20) Gordon, Philip H. and Meunier, Sophie, *op.cit.*, pp.8-10 では、「何ゆえにフランスにとっ
てグローバル化は特別なチャレンジなのか?」について、①強力なる伝統としてのディ
リジスムからの脱却がフランスにとって消し去ることはいかに困難であるか、②フラン
スは、文化やアイデンティティの要素において強い気概を有するため、グローバル化に
よってアメリカ化することに嫌悪感を抱いている、③フランスが今まで築き上げてきた
根本的な原理や価値を変えることになる、④長い間、国際的に卓越した地位と役割を誇
っていたフランスが、今回はチャレンジする側になる、⑤フランス国民は現実の経済状
況とは裏腹に質の高い生活水準を保持しているため、グローバル化に拒否する余裕を持
っている、との興味深い見解を述べている。また、フランスの国際競争力に関して言え
ば、例えば、CAE [2007], pp.35-46 において、切り札 (les atouts) となるべく産業部門
の明確な方針なき低迷と欧米を中心とする外資参入の伸びが顕著である問題点を統計調
査に基づきながら詳細に指摘している。

21) Chauveau, Sophie, *op.cit.*, pp.120-121. とりわけ、フランス製造業による海外進出、およ
び海外企業の M&A についての詳細は Maclean, Mairi, *op.cit.*, pp.200-202.

第1表 1999-2000年におけるフランスで実施された大型 M & A 事例

産業部門	買収企業 (国名)	被買収対象企業 (国名)	買収金額 (単位:10億フラン)
石油	Total (フランス)	Petrofina (ベルギー)	76
小売業	Carrefour (フランス)	Promodès (フランス)	105
銀行	BNP (フランス)	Paribas (フランス)	130
化学	Rhône-Poulenc (France)	Hoechst Marion Roussel (ドイツ)	178
電気通信	France Télécom (フランス)	Orange (イギリス)	328
自動車※	Volvo (スウェーデン)	Renault V.I. (フランス)	－
石油	Total (フランス)	Elf Aquitaine (フランス)	345

(出所) Médan, Pierre et Warin, Thierry [2000], p.214 より筆者作成。

※当買収は、Volvo が Renault V. I. を子会社化するのと引き換えに、Renault が Volvo AB の株主となる株式交換の買収契約である。

また、21世紀に入り、各加盟国にとっての EU 統合の影響力の大きさを意識するフランスは、一国家としての経済成長の限界、さらには国内における政策路線の修正の必要性をより一層認識する。事実、2007年5月に誕生したサルコジ (Sarközy, Nicolas) 政権は、他の EU 加盟国に比して、保護主義的な傾向になりがちな自国の政策について EU の諸政策の方針に歩み寄る姿勢を積極的に打ち出した²²⁾。

22) Cole, Alistair, *op.cit.*, p.121.

以下、1990年代以降のフランスにおける競争法の改正内容と主要な特徴を考察する。

まず、競争法の改正として注視すべきは、先の1986年法自体の改正である。1996年、製造業者、および商品加工に携わる流通業者による「不当廉売」の禁止、仕入価格以下の広告ならびに販売の禁止、競争評議会の定員数の増加、そして違反行為の制裁金の一部引き上げなどを明記した「取引関係の公正および公平に関する1996年7月1日の法律第96-588号」が制定され、従来の1986年法よりも禁止内容を一層拡大・強化したことであろう²³⁾。

そして、すこぶる大きな変化があったのは、「2000年9月18日の第2000-912号の法令」によって、今まで「法令 (Ordonnance)」としての位置づけであった1986年法が、「商法典 (Code de Commerce)」の一部 (Livre IV : L410-1 ~ L470-8) として取り込まれたことである²⁴⁾。

さらに、2001年5月15日、経済に関する法制度の広範な見直しに伴い、L 420-2条の改正として「新経済規制に関する第2001-420号の法律 (Loi relative aux nouvelles régulations économiques)」が制定された²⁵⁾。主たる改正内容としては、①企業集中 (合併) に関して任意届出制から事前届出制への義務化、②制裁金額 (sanction pecuniaire) の引き上げ、③リニエンスー制度 (Programmes de clémence) の導入、が挙げられる。以下、順に具体的な内

23) Riem, Fabrice [2002], pp.298-299, pp.306-309, pp.372-373, Frison-Roche, Marie-Anne et Payet, Marie-Stéphane [2006], pp.231-233.

24) Decocq, André, et Decocq, Georges, *op.cit.*, p.9, p.37. よって、これまでの条文番号も商法典の番号としてすべて変更されたが、もっとも、内容および執行機関については、基本的に1986年法を踏襲しており、大きな差異はない。主として、カルテル規制は商法典 L 420-1 条、市場支配的地位の濫用に関する規制は同 L 420-2, 5条、そして合併規制については同 L 430-1 条に相当する。Katz, David [2004], pp.20-22, Cahill, Dermot (ed.) [2004], pp.152-156.

25) *Ibid.*, p.157, p.164, Frison-Roche, Marie-Anne et Payet, Marie-Stéphane, *op.cit.*, pp. 130-131.

容をみておく。

まず、合併については、以下の条件に該当する事業者は、事前に届出をしなければならない。

- (i) 全関係事業者の全世界での年間売上高の合計が1億5,000万ユーロ以上、
- (ii) 関係当事者のうち、少なくとも2者それぞれの国内での年間売上高が5,000万ユーロ以上、
- (iii) EU 合併規則の対象外であること。

上記の届出に対して、何らかの問題があった際、5週間以内に経済担当大臣が措置決定を行う。何も連絡がなかった場合は、当合併は承認されたとみなされる。競争評議会は、経済大臣からの付託案件がある際、3ヵ月以内に審査し、大臣に意見提出する。なお、1986年法が商法典へ組み込まれた当時、合併承認の最終的な是非決定は経済担当大臣であり、競争評議会の権限は依然として限定的であった²⁶⁾。

ところで、2008年の「経済現代化に関する8月4日の法律2008-776号（Loi No.2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）」（以下、経済現代化法）の制定によって、競争評議会在競争総局（Autorité de la Concurrence）と呼び名が変わるとともに、合併の措置決定の権限が経済大臣から競争総局へと移行し、競争政策を実施する政府当局として独立した機関がようやくフランスにおいても確立することとなったのである²⁷⁾。このことは長

26) Cahill, Dermot (ed.), *op.cit.*, pp.176-177, Frison-Roche, Marie-Anne et Payet, Marie-Stéphane, *op.cit.*, pp.312-314, OECD, *op.cit.*, pp.27-28.

27) Decocq, André, et Decocq, Georges, *op.cit.*, pp.37-39, p.219. さらに約1年後の2009年12月16日、競争総局は、合併規制に関する新ガイドラインを発表し、主として①透明かつ簡素化した手続き、②進展している経済分析の活用、について示されている。詳細は、フランス競争総局公式ホームページ、<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/> の Communiqués de 2009: 16 décembre 2009: L'Autorité de la concurrence publie des lignes directrices relatives au contrôle des concentrations.

年の懸案事項であっただけに画期的で非常に評価できると共に、フランスにおける今後の競争政策の動向が注目されることになろう。

つぎに、制裁金額について、カルテル違反行為に対しては、商法典 L 464-2 条により、今回、最高額の引き上げが行われ、事業者（法人組織）による違反行為の場合、前営業年度の中で最も高い全売上高の10%、そして、事業者以外の場合、300万ユーロと規定された。さらに、L 420-6 条において、カルテル違反行為の計画・実行等に携わるなど決定的な役割を行った個人については、6 カ月から4年の禁錮刑、および7万5,000ユーロの罰金を課す。その他、市場支配的地位の濫用にかかる違反行為として、不当廉売（L 442-2）を行った事業者については7万5,000ユーロの罰金、再販売価格維持行為（L 442-5）を行った事業者については1万5,000ユーロの罰金を課すこと、としている²⁸⁾。

最後に、フランスにおけるリニエンシー制度について言及しておく。この制度は、執行機関がカルテルに関与した事業者の中で、その事実証拠を提供した企業（つまり違反を「自白」した企業）に対して通常科す制裁金の全額免除または減額を認める制度であり、商法典 L 464-2 条がリニエンシー条項に相当する。違反行為に関わった事業者が、当該行為について競争官庁、あるいは DGCCRF にその事実を伝え、違反事実の立証への貢献が確認出来れば、制裁金免除あるいは一部減額の手続きが取られる²⁹⁾。これ以後も、競争評議会は頻繁に改正を行っているが³⁰⁾、とりわけ注目すべきは、2007年4月17日の制度改正であろう³¹⁾。というのは、2006年に EU 競争法においてリニエンシー制度が

28) OECD, *op.cit.*, pp.36-37.

29) *Ibid.*, pp.37-38.

30) 2006年4月11日、リニエンシー制度の減免に関する条件や手続きに関する新しい告示を発表した。Subiotto, Romano and Snelders Robbert (ed.) [2007], p.105.

31) 詳細は、フランス競争総局公式ホームページ、<http://www.autoritedelaconurrence.fr/>の Communiqués de 2007:17 avril 2007 : Adoption du communiqué de procédure révisant le programme de clémence français.

改正されたことを考慮した上で、今回、フランスの制度が出来る限りEUの制度に平準化する方向で改正されたからである。よって、具体的な改正内容として、マーカー制度の導入、課徴金減免の条件の明確化、企業ステイトメントの保障強化、欧州委員会（以下、欧州委）が事例を扱う際のフランス競争当局の対応、などEU競争法で採用済みの内容を含めた手続きを取り入れている。

いま一つ注目すべきは、フランス流通業に関連する「ロワイエ法」（1973年に制定）のさらなる改正である。政府は今回の改正によって、大規模小売店への出店規制を一層強化しようとしたわけだが、このロワイエ法の改正に関する競争政策上の問題について指摘しておきたい。

ロワイエ法制定により、市町村人口に応じる形で大規模小売店の出店は抑えられた一方で、（規制基準より小規模な）ディスカウントストアをかえって増加させるところとなり、結局のところ、中小小売店の保護にはつながらなかったのである。かくして、追いつめられた中小小売店側は、再度、大型商業施設の出店規制を強化するよう政治的に働きかけた。政府もこれをうけ、ロワイエ法を改正して、1996年に「商業手工業の振興・発展に関する1996年7月5日の法律96-603号」（通称「ラファラン法」）を制定し、出店の規制対象とする売場面積を一挙に300㎡にまで引き下げたのである³²⁾。

この措置により、当然ながら大規模小売店に加えて、上記のディスカウントストアの新規出店もきわめて困難になったことはいうまでもない。それゆえ、従来から寡占傾向にあったフランス小売業界では、M & Aによる手法で企業規模の拡大とそれに伴う店舗数の増加を実現することで、寡占化がより一段と進んだ。たとえば、1999年にフランス小売業者であり、欧州ハイパーマーケット最大手のカルフル（Carrefour）が同国のスーパー大手であるプロモデス

32) Riem, Fabrice, *op.cit.*, pp.285-286. ラファラン法とほぼ時を同じくして「流通関係の正義と公平性に関する法律」（通称「ギャラン法」）が2月26日に適用されている。*Le Monde*, Mardi 27 février 1996, p.1, p.17.

(Promodès) を1,050億フランで買収した事例がある(第2表)。この事例について、欧州では大きな反響があり、欧州委ならびにスペインにて小売市場のトップシェアを占めることからスペインによって地域調査が行われた。そして、欧州委はカルフルの市場支配的地位の形成を回避する必要性があることから、カルフルの一部株式を複数の競争者に売却することや中小規模の取引業者との契約関係について恣意的な契約変更を行わないこと、などを条件に当買収を認めた³³⁾。

第2表 欧州小売業における市場占有率トップ10 (1998年時点)

順位	企業名(国)	EU域内における市場占有率(%)
1	Metro (ドイツ)	5.0
2	Tesco (イギリス)	4.4
3	Intermarché (フランス)	4.1
4	Promodès (フランス)	3.9
5	Carrefour (フランス)	3.7
6	Rewe (ドイツ)	3.7
7	Auchan (フランス)	3.6
8	Aldi (ドイツ)	3.3
9	Leclerc (フランス)	3.2
10	J. Sainsbury (イギリス)	3.1

(出所) Maclean, Mairi [2002], p.205 より筆者が一部修正・作成。

33) Europa Press Releases : Reference : IP/00/74, Date : 26/01/2000, Carrefour/Promodes : Commission refers the analysis of local areas to the French and Spanish authorities and, subject to undertakings, authorises the remaining aspects of the operation.

また、1990年代以降、カルフルを含めたフランスの大規模小売業者は、新たな市場開拓先として、EU諸国にとどまらず、域外に市場を積極的に求めて、アジア、アメリカ、中東などへの進出にまで及んでいる³⁴⁾。

以上のように、ラファラン法を制定したにもかかわらず、国内の中小小売業者を保護する効果よりも、むしろ国内の小売業界の寡占構造が進む結果となった。さらには、EU諸国の有力小売企業がフランスへの出店を制限され、この規制がEU競争法で規定されている「域内における財・サービス取引の自由」に反するとしてドイツなどからも批判されることとなった。

それゆえ、これら批判にも対応する形で、2008年制定の「経済現代化法」の中で、ロワイエ法制定以来、初めて小売店の出店規制が緩和されたのである³⁵⁾。具体的な主要内容としては、1,000㎡以下の店舗面積であれば出店・店舗拡張に際して政府への許可が必要でなくなったことである。これにより、国内外を問わず、また店舗規模にかかわらず、様々な形態の小売店の出店が加速する環境が整備されることとなった³⁶⁾。

34) なお、カルフルについて言えば、アメリカのウォルマートに次ぐ世界第2位の小売業であり、2000年、日本進出を果たしたが、日本の消費者嗜好や経営戦略をうまく捉えられることなく、業績悪化の一途をたどった。よって、2005年にカルフル・ジャパンを同業者のイオンに売却し、その後、イオンによる「カルフル」名称の使用ライセンス契約が5年間継続されたが、2010年3月9日に契約期間が終了した。

35) フランス政府公式ホームページサイト、<http://www.modernisationeconomie.fr/>。

36) フランスでは、伝統的に小売業における規制としては、立地規制（出店規制）と購買力規制を実施してきた。前者の規制は本文の通りであり、後者の規制については小売業の巨大化に伴って中小の小売業者や製造業者を保護する観点から1986年競争法において大型店の不当廉売規制（第32条）が規定され、また購買力濫用の規制（第8条）として支配的地位の濫用禁止も規定されていた。そして、1996年のギャラン法によってさらに不当廉売の罰金が引き上げられたことで、社会全体としては小売価格の上昇が見られた。フランスの小売業者に関する規制とその特徴について、Monti, Georgio [2007], pp.377-380.

これら近年の小売業に関わる法改正は、従来の産業保護的（とりわけ中小企業保護）な特徴からの脱却を試みる動きでもあり、今後の（競争促進による）経済の効率化、消費者利益の観点からみた効果の検証が期待される。

(2) 近年のフランス・EU競争政策の大型事例

つぎに、ますます競争政策の主要執行機関の権限が強化され、ならびに競争政策に携わる職員数についても増加傾向にあるフランス、およびEUにおける近年の大型事例について検討する。

具体的には、2000年以降の事例として、(1)フランス国内の公益事業のフランスガス公社（Gaz de France：以下、GDF）とスエズ（以下、Suez）との大型合併の事例、および(2)エールフランス-KLM（AirFrance-KLM）、ルフトハンザ（Lufthansa）社、ブリティッシュ・エアウェイズ（British Airways）、のグループ3社に統合・再編が進むEU航空業界の事例を検討する。

① GDF と Suez の大型合併の事例

EUでは、エネルギー市場の自由化と競争促進は、陸続きであるという地理的条件を活用して、加盟国の一連の統合が進展する上でも効率性、生産性が高く、消費者利益にも大きく貢献するとして、競争政策上、大きな課題となっている。

実際、当市場に関するめざましい技術革新にも後押しされた形で、まず第1段階として1996年にEU域内の電力市場、1998年にガス市場の自由化に関する指令が相次いで定められ、第2段階として事業（生産・輸送・配給）の分離・独立の義務付けと規制機関の設置を定め、2004年までに徐々に自由化が実施されてきた。そして、いま注目されているのが電力・ガス小売市場に

おける全面自由化の実現である³⁷⁾。

このような EU エネルギー市場の自由化に対応して、フランスにおいても 2000年 2月に電力に関する自由化法が施行されて以来、段階的に自由化を実施してきた。

フランス国内の電力事業は、第 2 次大戦以降、国有企業としてのフランス電力公社（Électricité de France：以下、EDF）が国内の独占企業として運営されてきた³⁸⁾。

しかしながら、上記の EU エネルギー市場の自由化に伴い、フランスでは、EU の電力自由化に関する指令に基づきながら、2004年、EDF は民営化され、国内だけでなく EU 諸国を含む国外にも発電設備を建設し、電力供給するなどグローバルな展開を開始するとともに、新たな事業者として、2007年に合併によって設立した GDF-Suez の存在が挙げられる。GDF は、EDF と同様、やはり戦後以降、国内のガス事業を国有企業として独占の運営を行ってきたが、2005年に民営化されると共に、フランス政府の意向で、総合エネルギー企業の Suez と合併したのである。

両社合併は、フランスの伝統的な保護主義的行動が顕在化したケース³⁹⁾であり、域内の自由かつ公正な競争に反し、かつ EU 域内におけるエネルギー市場自由化の流れを阻害する公算も大きいことから EU 加盟国の間で激しく議論され、正式な合併にまで多大な時間がかかった。

37) *Ibid.*, pp.460-463. EU では、2003年の「電力・ガス市場自由化に関する EU 指令」により、2007年 7月の電力・ガス市場の全面自由化が目標であったが、欧州委が EU 各国の市場調査をしたところ、現時点では市場の競争環境の未整備が明らかとなった。よって、欧州委は「第 3 次電力・ガス自由化に関する再改正指令案」を欧州議会と欧州理事会に提出し、採択された。

38) フランスの公益事業部門は、他の EU 諸国に比して自由化・民営化の遅れが顕著であった。しかしながら、EU 統合の過程と共に、フランスの公益事業の自由化が不可避と認識され、遅ればせながら進んでいる状況にある。Cole, Alistair, *op.cit.*, pp.106-107.

39) Monti, Georgio, *op.cit.*, pp.305-306.

そこで、以下、当合併に至る経緯とその影響について考察する。

そもそも2006年2月、イタリア電力大手エネル（Enel）がSuezの買収を提案したことが判明した直後、当時のド・ヴィルパン（de Villepin, Dominique Galouzeau）フランス首相が、国内のエネルギーの安全供給を目的にSuezとGDFの統合計画を打ち出したのである⁴⁰。

ド・ヴィルパン首相の発表を受けて、2月27日、SuezとGDF両社は合併手続きの準備に入ったものの、当時、GDFは国有企業であったことから、法改正の必要が生じた。

同年3月に入り、エネルが欧州委に異議を申し立てたことを受けて、6月19日、欧州委はフランスの合併計画が競争政策上、違反の恐れがあるとして調査方針を表明した⁴¹。そして、8月19日、欧州委は当合併が競争上、フランスおよび（両社が子会社を有する）ベルギーのガス・電力市場に影響があるとしてSuezとGDF両社に異議告知書を送付した⁴²。

一方、フランスでは、9月、両社合併に必要な法改正案（GDFへの政府出資比率の引き下げ）が議会で可決し、Suezも水道事業および廃棄物処理などの環境事業を運営しているスエズ・エンバイロメント（Suez environment）の分離・分社化を決定するなど当合併の承認に向けて動いていた。

欧州委はこのような事情も考慮すると共に、両社のフランスとベルギーの

40) Le Monde Economie, Dominique de Villepin a annoncé un projet de fusion entre Gaz de France et Suez, 25.02.06, Dumas, Georges [2010], p.109. Condijs, Joan et Gadhoum, Feryel [2008], pp.129-197では、SuezとGDFの合併前夜と承認されるまでの業界関係者と政府の秘密裏な行動も含めて描かれている。

41) Europa Press Releases : Reference : IP/06/802, Date : 19/06/2006, Mergers : Commission opens in-depth investigation into merger between Gaz de France and Suez group.

42) Europa Press Releases : Reference : IP/06/1109, Date : 21/08/2006, Merger : The European Commission adopted a 《Statement of Objections》 regarding the merger project between Suez and Gaz de France.

ガス・電力市場の活動範囲と競争阻害要因を徹底的に調査した上で、11月14日、以下の条件付きで当合併を承認した。具体的条件とは、Suez については、Suez の2つの子会社であるベルギーのディストリガス（Distrigaz）の持ち株の売却とフラクシーズ（Fluxys）の運営放棄であり、GDF については、GDF の子会社であるベルギーの電力・ガス会社の SPE と SPE の子会社であるコファテック・コリアンス（Cofathec Coriance）の持ち株の売却である⁴³⁾。

その後、GDF と Suez の両社における交渉は、国内での労働組合などの反発も強く、長引いていた。しかしながら、2007年9月3日、両社の臨時取締役会において合併が承認され、最終的に、2008年7月、欧州最大級の総合エネルギー企業が設立し、新会社名は「GDF-Suez」となったのである。

両企業の統合によって、フランス国内および EU 域内のエネルギー市場の寡占化に伴う市場支配的地位の向上とその影響に関する競争当局の監視・監督の役割はさらに大きくなるわけであり、フランスの競争官庁は、両社統合後の企業行動にも注視する必要がある。さらに EU 域内におけるエネルギー市場の自由化が M & A を加速させる可能性も大きく、欧州委は「規模の経済性」、「ネットワークの経済性」の効果を伴ったエネルギーの安定的供給と消費者利益の向上の観点から当市場の望ましい環境整備と政策実施が問われる。

②エールフランス-KLM（AirFrance-KLM）、ルフトハンザ（Lufthansa）社、ブリティッシュ・エアウェイズ（British Airways）の3社グループに再編が進む EU 航空業界の事例

経済のグローバル化と共に、航空業界も自由化・規制緩和が進展のさらな

43) Europa Press Releases : Reference : IP/06/1558, Date : 14/11/2006, Mergers : Commission approves merger of Gaz de France and Suez, subject to conditions.

る必要性が指摘されて久しい。EU 諸国における航空会社は、日本と同様に、主として1980年代後半まで厳格な政府規制の管理下で、二国間協定や事業者間の協力体制を維持して運航されてきた。しかしながら、1990年代に入り、EU 統合の進展とともに、域内の運航・運賃等の規制緩和および航空会社の民営化も段階的に進められた。中でも画期的であったのは、1997年4月、自国内における運航に関して自国航空会社の優位を認める「カボタージュ (Cabotage)」が撤廃されたことであり、利用者は航空会社の選択肢の増大、サービス・運賃の多様化、そして新路線の増加などの恩恵を受けることとなった。

そして21世紀に入ってからも、国を代表する航空会社、いわゆるナショナル・フラッグ・キャリア (national flag carrier) と呼ばれた既存の各国の大手航空会社は、域内市場はもとより、域外市場への新航路の獲得、域内航空会社間での提携、M & A 等によって経営の合理化・再編を進めているが、高コスト対質からなかなか脱却出来ず、盤石な経営基盤の回復には至っていないのが実情である。

一方で、規制緩和に伴い、いわゆる「格安航空会社 (Budget Airline: バジェット・エアー)」の台頭⁴⁴⁾とその徹底したコスト削減による低運賃システム、新路線の開拓、特異なサービスなどは注目に値し、格安航空会社と既存の大手航空会社間での競争も激しさを増している。

ここで、興味深いのは、2006年12月20日、欧州委は、アイルランドにおける格安航空会社間の買収計画 (Ryanair による Aer Lingus の買収計画) に

44) 例えば、EU では、米国のサウスウエスト航空の確立した格安のビジネスモデルを参考にして1985年にアイルランドのライアンエアー (Ryanair) が設立されたり、1995年には英国のイーージージェット (easyJet) が運航を開始している。なお、格安航空会社は、LCC (Low Cost Carrier) とも呼ばれる。

対して詳細な調査に入ったと発表し⁴⁵⁾、その後、2007年6月27日、当買収によって短距離路線の競争制限効果が明らかであり、利用者の利益が損なわれることから禁止決定している事例が見受けられることである⁴⁶⁾。

その後、EU航空市場では、2007年10月31日には、1993年以降、一括適用除外が認められていた航空産業分野の運賃協定も廃止され⁴⁷⁾、さらに、2008年3月30日から発効された欧米航空路線の自由化によって、域外航空会社の乗り入れも加速しており、EUにおける航空市場は、21世紀に入って政策とともに法的枠組みの改革を積極的に行っている。

とはいえ、周知のとおり、2001年のテロ事件、2008年の世界金融危機後の景気低迷、そして留まりを見せない燃料高騰、さらには2010年4月のアイスランド火山噴火などの自然災害の影響までも受けたことで、依然として、EUに限らず世界の航空会社の経営は厳しい状況にある。

以下では、EU域内で航空業界のグループ化（寡占化）が進行しつつある現状について、(1)Lufthansa社による域内の不振ナショナル・フラッグ・キャリアの相次ぐM & A事例、そして、(2)British Airwaysとイベリア航空の経営統合計画の事例、を挙げながら考察する。

(i) Lufthansa社による域内の不振ナショナル・フラッグ・キャリアの相次ぐ買収の事例

45) Europa Press Releases : Reference : IP/06/1867, Date : 20/12/2006, European Commission, Mergers : Commission opens in-depth investigation into Ryanair's take-over of Aef Lingus.

46) Europa Press Releases : Reference : IP/07/893, Date : 27/06/2007, Mergers : Commission prohibits Ryanair's proposed takeover of Aer Lingus., Drexl, Jsoef, Idot, Laurence, and Monéger, Joël (ed.) [2009], p.7, pp.14-15.

47) Europa Press Releases : Reference : IP/07/973, Date : 29/06/2007, Competition : Commission ends block exemption for IATA passenger tariff conferences for routes between the EU and non-EU countries.

EU 各国では、主としてナショナル・フラッグ・キャリアである国営の航空会社の1社独占状態が長い間続いていたため、他国の航空会社に自国の航空会社を買収されるという状況は考えられなかった。

しかしながら、既述のとおり、航空自由化とともに、EUの高コスト・非効率経営で運航していた幾つかのナショナル・フラッグ・キャリア（例えばサベナベルギー航空、スイス航空など）も次々と破綻に追い込まれる事態となり、EU域内において、ナショナル・フラッグ・キャリア間のM & Aが加速している。その先陣を切ったのが、条件付きながらも、欧州委が、2004年2月11日、エールフランスとKLMオランダ航空の経営統合を承認した事例である⁴⁸⁾。

そして、2005年5月20日、ドイツのナショナル・フラッグ・キャリアであるDeutsche Lufthansa AG（以下、Lufthansa）は、スイスの航空会社、Swiss International Air Lines Ltd.（以下、SWISS）の株式の大半の支配権を取得する旨を届け出て、欧州委は、7月5日、当買収について、以下のような条件付きで承認した⁴⁹⁾。

欧州委によると、当買収によって、多数の域内路線、および長距離路線の両路線において、かなり競争が制限されることが指摘された。よって、両社は、チューリッヒ、フランクフルト、ミュンヘン、デュッセルドルフ、ベルリン、ウィーン、ストックホルム、コペンハーゲンの各空港の発着枠を譲渡することを決定した。さらに、新規参入促進のため、新規航空会社には、チューリッヒーフランクフルト、チューリッヒーミュンヘン路線用

48) Europa Press Releases : Reference : IP/04/194, Date : 11/02/2004, Commission clears merger between Air France and KLM subject to conditions. Antitrust&Trade Regulation Report, International News, "EU Clears Air France-KLM Merger, Requires Divestiture of Airport Slots". vol.86, No.2142, p.151.

49) Europa Press Releases : Reference : IP/05/837, Date : 05/07/2005, Mergers : Commission clears planned acquisition of Swiss by Lufthansa, subject to conditions.

の発着枠を3年以上運航する場合には、その権利をそのまま付与し、そしてLufthansaは新規航空会社が十分な競争者となる機会を与えるため、影響を受ける路線を増便しないことも条件として付加した。

それから約3年後の2008年8月28日、Lufthansaは、さらなる戦略的投資として、ブリュッセル航空（Brussels Airlines）の親会社SNエアールホールディング（SN Airholding：以下、SN）の買収交渉を発表した⁵⁰⁾。具体的な買収計画は、SNの株式45%を6,500万ユーロで取得し、2年後に残りの55%の株式を取得する権利を有するものとしている。Lufthansaは、ブリュッセル航空がアフリカ便に強く、アフリカ地域の各空港を新たなハブ空港としてサービス展開することが可能となり、相互補完ができると判断した。よって、9月15日、両社は買収に合意した。なお、運営について、前回のSWISSと同様、独立した事業体としてブリュッセル航空のブランドを維持する⁵¹⁾。

同年12月3日、M&Aに積極的なLufthansaは、今度は、オーストリアのナショナル・フラッグ・キャリアであった経営難のオーストリア航空（Austrian Airlines：以下、AUA）に対して、AUAの持ち株会社であるオーストリア産業持ち株会社の保有株式のうちの41.6%分を取得することを同意したと発表した。そして、今後、AUAの将来の業績に応じて最大3億7,700万ユーロを支払うとこととしている。なお、発行済み株式のうち、オーストリア政府が所有していない分について、Lufthansaは2億

50) Lufthansa社の公式ホームページ、Press Releases：28.08.08, Lufthansa and SN Airholding SA/NV in negotiations over strategic equity investment.

51) Lufthansa社の公式ホームページ、Press Releases：15.09.08, Lufthansa takes a strategic equity share in Brussels Airlines. なお、2009年6月22日、欧州委が当買収を容認したため、11月1日付で、SNがLufthansaの完全子会社となり、買収を完了した。詳細については、Lufthansa社の公式ホームページ、Press Releases：22.06.09, European Commission approves tie-up between Lufthansa and Brussels Airlines. および、Europa Press Releases：Reference：IP/09/974, Date: 22/06/2009, Mergers：Commission clears proposed takeover of SN Brussels Airlines by Lufthansa, subject to conditions. を参照。

1,500万ユーロ（1株当たり4.44ユーロ）で取得する意向も述べている⁵²⁾。この発表後、欧州委は審査を経て、2009年7月31日、当買収の承認に向けた手続きを開始すると発表した⁵³⁾。

それから、2009年9月3日、LufthansaはAUAとの統合完了を発表し、これによってLufthansaがAUAの株式の90%以上を保有することとなった。この統合に関してはオーストリア政府によるLufthansaへの5億ユーロの事業資金の援助が欧州委より認められている⁵⁴⁾。

Lufthansaは、上記のSWISS、ブリュッセル航空、AUAの他に、2009年5月14日、英国の中堅航空会社であるブリティッシュ・ミッドランド航空（British Midland Airways：以下、BMI）の株式を4,800万ポンドで取得し、BMIのロンドン・ヒースロー空港の発着枠11%の活用を期待を示し、欧州委も当買収の承認した⁵⁵⁾。

(ii) British AirwaysとIberiaとの経営統合

LufthansaによるEU域内の不振ナショナル・フラッグ・キャリアの相次ぐ買収劇は、すでに見たとおりであるが、2009年11月12日、今度は、イギリスのBritish AirwaysとスペインのIberia Lineas Aereas de Espana S.A（以下Iberia）が150億ユーロ規模の経営統合で暫定合意したと発表し⁵⁶⁾、2010年4月8日、両社は経営統合についての正式合意を発表した。

52) Lufthansa社の公式ホームページ、Press Releases, 03.12.08, Lufthansa Supervisory Board approves acquisition of Austrian Airlines.

53) Europa Press Releases : Reference : MEMO/09/358, Date : 31/07/2009, Commissioner Neelie Kroes reacts to improved remedies in Lufthansa/Austrian Airlines merger case.

54) Lufthansa社の公式ホームページ、Press Releases, 03.09.09, Successful Conclusion of the Merger between Lufthansa and Austrian Airlines.

55) Europa Press Releases : Reference : IP/09/789, Date, 14/05/2009, Mergers : Commission approves acquisition of British Midland by Lufthansa.

56) イベリア航空公式ホームページ、Press Room, News : British Airways and Iberia agree MOU (memorandum of understanding) for proposed merger of equals, Madrid, 12 of November of 2009.

よって、両社は2010年末までに統合を完了させ、共同持ち株会社「International Consolidated Airlines Group SA」を設立することとなった。統合から5年後には4億ユーロのシナジー効果を見込んでおり、両社合わせると408の保有機材数、200の航空路線を有し、年間利用者数は5,800万人の予定としている⁵⁷⁾。

このように、EU航空市場は、21世紀に入って、利用者の安全性と航空業界の持続的な発展を両立させるべく、域内のM & Aが加速し続け、ますます寡占化の状況にある。にもかかわらず、航空市場のM & Aが概して問題視されていないのは、欧州各国の思考観としてのナショナル・チャンピオン企業の誕生には好意的であることがEU競争政策の施行上にも大きく影響していると考えられる。

ところで、欧州委は、2009年4月20日、国際航空連合「スター・アライアンス（Star Alliance）」に加盟する航空会社のうち、Lufthansa、カナダ航空、コンチネンタル航空、ユナイテッド航空と、また別の国際航空連合である「ワンワールド（oneworld alliance）」に加盟する航空会社のうち、アメリカン航空、British Airways、Iberia、のそれぞれ3社の航空会社間の協力関係について、欧州と北米を結ぶ大西洋路線の競争を制限する可能性の有無についての調査を開始し⁵⁸⁾、このうち、後者の3社間の協力関係について、9月29日に異議告知書を送付したことを発表した⁵⁹⁾。

57) イベリア航空公式ホームページ、Press Room, News, British Airways and Iberia sign Merger Agreement, Madrid, 8 of April of 2010.

58) Europa Press Releases : Reference : MEMO/09/168, Date : 20/04/2009, Antitrust : Commission opens formal proceedings against certain members of Star and oneworld airline alliances.

59) Europa Press Releases : Reference : MEMO/09/430, Date : 02/10/2009, Antitrust : Commission confirms sending Statement of Objections to three members of oneworld airline alliance.

それゆえに、これら3社は改善策として、ロンドンとニューヨーク、ボストン、マイアミ、ダラスを結ぶ路線の一部発着枠を競争者に提供すること、さらに3社のマイルポイントを競争者の利用客に利用可能とすることなどを提案した。これを受けて、2010年3月10日、欧州委は競争者に4月10日まで意見を収集し、最終的に競争法違反の有無を判断することとなった⁶⁰⁾。

そして、ついに7月14日、欧州委は、両社の経営統合を正式に承認すると共に、「ワンワールド」に加盟している両社とアメリカン航空の3社に対する大西洋路線の競争阻害性については、3社の提示した改善条件によって問題ないとして違反手続きも取り止めた⁶¹⁾。よって、10月6日、アメリカン航空は、3社間での新サービスを開始することを正式に表明し、2011年の春ごろから新路線の運航を本格化する⁶²⁾。

なお、指摘すべきは、2010年3月25日、EUとアメリカ間の運航における新たな動きとして、外資規制の緩和に関して暫定合意（second-stage open skies agreement：オープンスカイ協定の第二段階）がなされ、ついに同年6月24日、正式に採択決定されたことであろう⁶³⁾。EUとアメリカは、2008年3月30日からEU域内とアメリカを結ぶ航空路線が自由化され

-
- 60) Europa Press Releases : Reference : IP/10/256, Date : 10/03/2010, Antitrust : Commission market tests commitments proposed by BA, AA and Iberia concerning transatlantic cooperation.
- 61) Europa Press Releases : Reference : IP/10/938, Date : 14/07/2010, Mergers : Commission approves merger between British Airways and Iberia.
- 62) アメリカン航空公式ホームページ, News Releases : Oct 6, 2010, American Airlines, British Airways and Iberia Announce New Service as Part of Trilateral Relationship.
- 63) Europa Press Releases : Reference : IP/10/371, Date : 25/03/2010, Breakthrough in EU-US second-stage Open Skies negotiations : Vice-President Kallas welcomes draft agreement. なお、欧州委のカラス副委員長が協定に調印し、このたびの協定の実施によって、120億ユーロの経済効果と最大8万人の雇用創出に期待を寄せている。詳細は、Reference : IP/10/818, Date : 24/06/2010, Siim Kallas welcomes the signature of the Second Stage EU-US "Open Skies" agreement.

た（オープンスカイ協定の第一段階）。しかしながら、この時点では、アメリカ側の外資の出資上限は25%、EU側は49%の条件が維持されていたが、今回の合意により、EUとアメリカ間の航空会社は株式の持ち合いが自由化される流れが出来たため、今後、EU域内のM & Aから両地域間の航空会社のM & Aによる再編の動きが活発化することも大いに予測できる。

(3) サルコジ政権下の政策路線

21世紀に入り、フランスでは国内の産業競争力強化のために、政府は民営化の進んでいる産業組織の実情、公正な競争原理を歪める国家援助について厳格な規制があるEU競争政策を念頭に置いた上で、官民連携による「新しい産業政策（une nouvelle politique industrielle）」を掲げ、付加価値産業の創出やイノベーションをより一層促進させる政策を試みることを発表した⁶⁴⁾。その実現の一環として、スムーズな官民連携の調整やプロジェクトの実施・点検・評価するための一元化した管理機関として「産業技術革新庁」の設置が提言されたのである⁶⁵⁾。

64) この「新しい産業政策」に関する骨子は、フランスの大手総合ガラス製造メーカー、サン・ゴバン（Saint-Gobain）の代表であるベッファ（Beffa）氏が中心になって作成されており、「ベッファ・レポート（Beffa Report）」とも呼ばれている。Buiges, Pierre-André and Sekkat, Khalid, *op.cit.*, pp.142-143, Kharaba, Ivan, Dalmasso, Anne, Mioche, Philippe, Raulin, Philippe et Woronoff, Denis, *op.cit.*, p.88.

65) Decret no.2005-1021 du 25 aout 2005 relatif a l'Agence de l'innovation industrielle. 2005年8月、この提言通りに「産業技術革新庁（l'Agence de l'innovation industrielle.）」が設置される。ただし、この機関の設置に際し、機関の構成メンバーとして大企業の役員が多数占められているなど、ベンチャー企業を含む中小企業の活動にとって不利ではないか、など批判的な声もある。さらに、いまだ官民協調の立場も考慮しているフランスでは、企業の自立支援的な措置が実施されないことに疑問の声もあり、有能なベンチャー企業を支援・育成するための税制優遇措置などの実施がむしろ効果的とする議論も起きている。なお、中小企業（ベンチャー企業なども含む）の技術開発プロジェクトのための支援組織としてOSEOが2004年12月に創設される。*Ibid.*, p.143. 詳細はOSEO公式ホームページサイト、<http://www.oseo.fr/>.

さらに、2007年5月誕生したサルコジ政権は、公的部門から民間部門への一連の改革によって、さらにドラスティックに市場重視路線を進めることを強調していたことから大きな注目を集めた。

しかしながら、既得権益の維持と主張を求める公務員の大規模なストライキが頻繁に起こるなど、当初の彼の計画もかなり後退しているのに加えて、2008年のアメリカにおけるリーマンショック問題、そして、2009年末にはギリシャ財政危機の問題も浮上し、国内経済の動向が低迷（第3表）していることから、競争政策よりも産業政策にウェートが高まっているといえよう。

第3表 近年の主要なマクロ経済指標

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP (10億ドル)	2,148	2,270	2,598	2,867	2,634
1人当たりのGDP (ドル)	35,105	36,865	41,940	46,037	42,091
GDP成長率(%)	1.9	2.4	2.3	0.3	-2.4
インフレ率(%)	1.9	1.9	1.6	3.2	0.3
失業率(%)	9.3	9.3	8.3	7.9	9.5

(出所) 外務省ホームページの各国・地域情勢（フランス）より作成。

サブプライム問題への即時の景気対策として、サルコジ大統領は、まず、2008年10月に経済成長に貢献する中小企業への投資資金、戦略的基幹産業に属する大企業の救済資金、および基幹産業の外資による敵対的買収防衛などを目的として政府系の戦略投資ファンドの設立を明らかにした。当ファンド総額は200億ユーロに設定し、当面の運用額は60億ユーロと示された。

なお、このファンド創設に対して、欧州委のバロゾ（Barroso, José Manuel）委員長は、政府系ファンドは通常、国内産業を保護するためではなく多額の外貨準備の資産を分散するために設立されるべきとの判断から、域内保護主義は避けるべきとして慎重な構えを見せ、競争の規則は尊重されるべきとの考えを示した⁶⁶⁾。

にもかかわらず、サルコジ大統領は、今度は主要国内銀行6行に対しても、資本増強、および救済策として105億ユーロの公的資金を注入する計画を発表した。欧州委は、当計画については2010年末までの特例措置で「国家援助規制」自体を緩和することを承認した。よって、1社あたり最大50万ユーロの補助金の無条件容認、各加盟国政府による企業の株式取得率の50%から70%への引き上げ、および株式取得額の150万ユーロから250万ユーロへの増額などを実施すると発表した。

その後、12月4日、サルコジ大統領は、「金融危機に対する再生可能な政策は、今日の実践と明日への競争力の準備である」として、2009～2010年の2年間で公益事業部門、研究開発、住宅建設、雇用、職業訓練などへの大規模投資計画を含めた約260億ユーロの景気刺激策を発表した⁶⁷⁾。

とりわけ、フランスが国家の戦略的基幹産業として位置付けている自動車産業に関する救済策が目立つ中、EU諸外国からフランスの保護主義的な動きに懸念や批判が高まることとなった。最終的にはフランスが、2009年3月初めにEUの競争政策に抵触する政策は取らないことを確約する文書を欧州委に提出したことで、一応、事態は収拾した。

66) ここで、連鎖的にEU加盟国が保護貿易主義的な措置を取れば、単一のEU市場が危険にさらされる可能性がある。

67) DISCOURS DE M. LE PRÉSIDENT DE LA RÉPUBLIQUE, PLAN DE RELANCE DE L'ECONOMIE FRANCAISE, Douai-Jeudi 4 décembre 2008, pp.2-8.

ここで、近時のフランス産業界が発表したフランス産業の将来に関する興味深い内容を概観しておきたい。パリ商工会議所（以下 CCIP : *Chambre de commerce et d'industrie de Paris*）がまとめた今後の産業界が必要とすべく基軸としては、① EU 域内を超えて、世界に適用すべくフランス産業政策の実施、② 価格競争の限界から脱却し、付加価値を強化した技術戦略による需要の創出、③ 揺るぎない企業経営者の信念と（大・中小の全規模を含めての）企業・産業間の相互性、連帯性を活用しながらの発展、の3つが挙げられている⁶⁸⁾。とりわけ、注視すべきは、第3点目の大企業と中小企業の関係である。すでに述べているように、フランスでは伝統的に中小企業保護の政策を尊重する。近年、これら中小企業が大企業に比べて成長力、および競争力の低下が顕著であることから、CCIP は中小企業の再成長や雇用創出の手段として「地域生産システム（SPL : *Systèmes de production locaux*）」の充実した活用の必要性を指摘している⁶⁹⁾。

このように、フランスでは、近年、民間企業の自主的・効果的な方針も明確に打ち出されている観点にも十分に注目する必要がある。

4. EU 統合とフランス競争政策

(1) 仏独の政策路線が EU 競争政策に与えた影響

第2次大戦後、欧州（当時の西欧）諸国は、経済復興に際してアメリカのマーシャル・プランによる資金援助を受けるとともに、競争法制定の要請も受け入

68) CCIP (ed.) [2008], pp.20-27.

69) *Ibid.*, pp.95-99. 具体的には「国土整備地方開発局（DATAR : *Délégation à l'Aménagement du Territoire et à l'Action Régionale*）」の支援を得ながら、産業別に大企業と中小企業の連携によるクラスター戦略計画、R&Dの促進策を実施すると効果を挙げている。ラファラン内閣の2004年より実施されている「地域生産システム」の内容詳細については、Dumas, Georges, *op.cit.*, pp.110-111.

れざるを得ない状況にあった。しかしながら、当時、欧州各国の競争原理に関する認識・理解はかなりの相違があったため、自国の競争政策を実施する際、大まかに「緩和的立場」と「厳格的立場」の国に分かれていた。具体的に、前者はフランス、イタリア、後者は（旧西）ドイツ、イギリス等が代表的立場であったといえる。この対峙する競争政策の思考観が、各加盟国に共通するEU競争政策の施行に影響していたことはいうまでもない。

よって、以下では、フランスとドイツの政策路線がEU競争政策に与えた影響についてまとめておく。

まず、緩和的立場としてのフランスであるが、伝統的に国家（政府）、官僚主導の政策に対する信頼が厚く、一方で市場メカニズム、および競争原理の認識が希薄であったゆえに、競争法としては、1953年、既存の「価格令」に「カルテル禁止条項」を付加し、カルテル委員会を設置した程度の内容規定にとどまり、競争政策の運営状況は非常に乏しかったといえる。そして、1970年代半ばまでは、国家主導による経済計画の実施、国際競争力強化策として基幹産業の大規模化と国有化を積極的に実施し、「ナショナル・チャンピオン」企業を育成するいわば産業政策を尊重していた⁷⁰⁾。

また、フランスはこの時期、EU（当時はEC）において日本、アメリカ、旧ソ連（現ロシア）に対抗する技術開発をめざすため、欧州域内の巨大研究開発プロジェクトのESPRIT（European Strategic Programme in Research in Information Technology：欧州情報技術開発戦略計画）、EUREKA（European Research Coordination Agency：欧州研究協同機関）等の立ち上げ、および推進のリーダー国として評価されたのである⁷¹⁾。

70) Kassim, Hussein and, Menon, Anand (ed.), *op.cit.*, p.267.

71) *Ibid.*, p.268.

このようなフランスの特徴は、EU 競争政策施行上、域内におけるナショナル・チャンピオンの形成に反映されたと言ってよいであろう。というのは、EU では、競争政策の重要な柱（カルテル規制、市場支配的地位濫用の規制、合併規制）のうち、合併規制のみ1990年まで制定されず、日本やアメリカの企業に国際レベルで対抗出来る国際競争力の獲得を目指すため、EU 競争政策では域内の企業規模拡大については、様々な事例を見ても（域外企業合併の審査に比して）比較的寛大かつ裁量的な判断が働いてきたと考えられるからである⁷²⁾。さらに EU 合併規則の草案は、すでに1970年代に作成されていたにもかかわらず、制定に際して、フランス、イタリアが採択を拒否していたこともここで指摘しておく。以上から、EU では合併規制については、かなり緩和的に施行されてきたと言えよう。

つぎに、いま一つの厳格的立場としてのドイツの政策路線を考察する。この路線の基本的認識は、「自由主義経済を前提する場合、市場機構、競争原理が最大限尊重さるべきであり、独占禁止・競争促進以外の政府介入は、できるだけ控えねばならない」というものである⁷³⁾。戦後、ドイツではそれまでのナチス時代の独裁政治と統制経済、独占体制による自由圧殺の苦い経験が反省され、ここから権力分散による個人の自由の保障や個人の人格の尊重という自由主義社会の根本理念が強く自覚され、支持されるところとなった⁷⁴⁾。それゆえ、1957年に「経済憲法」としての競争法（「競争制限禁止法」）が制定された。この過程において、オイケン（Eucken, Walter）を総帥とするフライブルク学

72) EU 合併規制の特徴および事例については、拙稿「EU 競争政策の近年の動向－合併規制と支配的地位の濫用規制を中心に－」『大阪学院大学 経済論集』[2007]第21巻第2号。

73) Cerny, Philip G. and Schain, Martin A. (ed.) [1980], p.21, Bouayad, Anis [2003], p.41, Kharaba, Ivan, Dalmasso, Anne, Mioche, Philippe, Raulin, Philippe et Woronoff, Denis, *op.cit.*, pp.63-64.

74) 遠藤乾編著[2008], p. 114。

派の（新自由主義的）経済政策原理が果たした役割は多大であったといえる⁷⁵⁾。この経済政策原理は、戦後、同じくフライブルク学派の一員でもあった経済大臣エアハルト（Erhard, Ludwig Wilhelm）が採用するところとなり、「奇蹟の経済復興」を実現した。なお、当時の競争政策そのものは、（アメリカに比して）厳格とはいえなかったが、「社会的市場経済」を掲げて諸外国に対する関税引下げ、貿易自由化などの市場開放政策が積極的に実施された。ここには、「自国企業を国際競争の荒波に直接さらすことによって、はじめて真の国際競争力が得られる」との認識がみられる。換言すれば、「真の国際競争力の強化策は、一国内の競争促進と市場開放による外国企業との競争促進である」ということになるであろう。

上記の戦後ドイツの経済思想が、EU競争法の基礎が示されている1958年発効の「ローマ条約」の内容、およびその後のEU競争政策の展開に大きな影響を与えたことは非常に意義深い⁷⁶⁾。

以上のように、戦後にスタートしたEU競争政策は、実施当初、主として仏独の対照的な思考観を考慮しながら、執行機関のきわめて裁量的な判断を中心に1990年代まで実施されてきた。しかしながら、欧州では経済発展とともに、EU統合も進み、アメリカと並んで世界におけるEUの経済的・政治的影響力はすこぶる大きい状況にある。よって、EU競争政策がアメリカ反トラスト政策と伍していくためにも、反トラスト政策で活用されている様々な経済分析の

75) フライブルク学派の原理は、「オルドー自由主義（Ordoliberalism）」とも呼ばれる。Gerber, David J., *op.cit.*, pp.232-244. オイケンの代表的な理論である「競争秩序の概念（the Concept of Competitive order）」については、Denton, Geoffrey, Forsyth, Murray, and MacLennan, Malcolm [1968], pp.38-50を参照。

76) Bergh, Roger Van den and Camesasca, Peter, *op.cit.*, pp.47-49, Korah, Valentine [2007], pp.103-104, Drexler, Jsoef, Idot, Laurence, and Monéger, Joël (ed.), *op.cit.*, pp.185-187.

手法をEUにおいても積極的に取り入れる動きが広がっている⁷⁷⁾。

(2) EUにおけるフランス競争政策の在り方

1990年代以降、EUでは加盟国も急速に増加し、EUにおける諸政策に関わる法制度が改正・整備され、紆余曲折はありながらも、EU諸国間の法制度の収斂が大きく進んだ。この傾向は、各EU加盟国の諸政策がもはや一国内の問題だけで対応、実施できなくなっていることを意味するといえよう。

EU競争法と各加盟国の競争法との関係は、法律上どちらが優先的に適用されるかは今まで明確に定められてこなかったものの、EU統合の過程において、基本的に前者が後者に優先する判決を裁判所が下してきたことでEU競争法の優位性が示されてきたといえる⁷⁸⁾。

とはいえ、このような法的拘束力がない状況では、ある案件において欧州委と加盟国競争当局が同時に審査開始の手続きを開始して、両者に齟齬が生じた際、重複の調査が進む問題も起こるとして、2004年の理事会規則において、欧州委が手続きを開始した場合、加盟国競争当局は、欧州委の判断に従うこととなった。

このような状況から、各加盟国における法執行にあたり、EUレベルでの判断に基づいた事例が近年増加傾向にある。まさにその典型と言える国がフランスであり、既述した2000年以降の競争法の改正・強化の傾向は、概してEU競争法に関連する改正と連動している。

ところで、近時のフランス国内経済に目を向ければ、財政赤字の累積、失業

77) たとえば、Schmidtchen, Dieter, Albert, Max, and Voigt Stefan [2007]は、2006年10月にドイツにて行われたEU競争法・競争政策を専攻する経済学者・法学者による会議の論文集であり、各論者が“More Economic Approach”をキーワードに米国なども比較しながら言及してまことに興味深い。他に、Drexl, Jsoef, Idot, Laurence, and Monéger, Joël (ed.), *op.cit.*, p.27, pp.100-101.

78) Gerber, David J., *op.cit.*, pp.392-393, Dabbah, M. Maher [2003], pp.95-99.

率の上昇、移民問題、社会保障制度改革の頓挫、など解決すべき課題も多いため、国民は、EU全体の利益よりも、むしろ国内問題の解決（国益）に期待しているところもある。事実、EUでは、2005年のフランスとオランダにおける国民投票の否決に端を発して「欧州憲法条約」の批准に失敗し、これに代わる改革条約として、2009年12月1日、「リスボン条約」が発効された経緯がある⁷⁹⁾。さらには、2009年末から2010年にかけて顕在化したギリシャ財政危機に対して、EU諸国が自国の財政負担を強いられながら、いかにギリシャを救済するかという決定までにEU内でかなり紛糾した。

よって、ここで指摘すべきは、「超国家EU」の権限が各加盟国の国益に反しないような政策運営の実効性が問われている一方で、フランスを始めとする加盟国側は、いま一度市場経済の意義を認識・理解して、政府の保護主義的介入のウェートを再考する必要があるだろう。

5. 結 語

以上、本稿では、フランス競争政策の動向について、EU統合が急速に進展した1990年代以降を中心に検討した。

端的に言って、戦後から1970年代までフランスでは伝統的な独自の政策路線を志向していたゆえに、他の先進国に比して本格的な競争政策の導入が遅れていた。

しかしながら、1980年代前後を迎えるにあたり、EUにおいて隣国ドイツと

79) リスボン条約の正式名称は、「欧州連合条約および欧州共同体設立条約を改正するリスボン条約（Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community）」である。欧州理事会の合意全文は、CONSEIL EUROPEEN-BRUXELLES, 29 & 30 Octobre 2009, CONCLUSIONS DE LA PRÉSIDENCE, 15265/09.

並ぶリーダー国としての立場上、EUの諸政策と不調和であることには明らかに限界が生じた。よって、フランスでは、EU競争政策や各加盟国の競争政策を鑑みながら、国内競争法の規定・枠組み、および競争政策の執行機関の整備が進んだのである。

そして、1990年代以降も、引き続き、かなりの産業分野で市場機構・競争原理を尊重する政策路線を実施しているが、一方で、具体的な事例でも明らかに、エネルギー産業、航空産業といった「公益事業」分野においては、フランスと他のEU諸国との市場開放度に相違がある。一般に、政府規制下の産業は競争状態から回避される傾向にあるため、高コスト体質を温存するとともに、結果としてこれら当産業分野が国際競争で運営していくことは困難となることから、今後の解決すべき課題といえよう。

とはいえ、21世紀に入り、競争法の改正や執行機関の機能強化も積極的に行われていることから、全体としてみれば、フランスはこれからも競争促進路線強化への道を歩むと考えられる。

最後に、フランスの国際経済地理学者、ラファイ（Lafay, Gérard）が「21世紀は、フランスにとって、確固たる市場経済を築く時期である」と主張していることを付言しておく⁸⁰⁾。

80) Lafay, Gérard, *op.cit.*, p.132.

[主要参考文献]

- ・ Denton, Geoffrey, Forsyth, Murray, and MacLennan, Malcolm [1968], *Economic Planning and Policies in Britain, France and Germany*, George Allen & Unwin Ltd.
- ・ Quaden, Guy [1976], *Le Neo-Capitalisme*, Édition Jean-Pierre Delarge.
- ・ Lieberman, Sima [1977], *The Growth of European Mixed Economies 1945-1970*, John Wiley & Sons, Inc.
- ・ Cerny, Philip G. and Schain, Martin A. (ed.) [1980], *French Politics and Public Policy*, Methuen.
- ・ Dyson, Kenneth and Wilks, Stephen (ed.) [1983], *Industrial Crisis : A Comparative Study of the State and Industry*, Billing and Sons Ltd.
- ・ Adames, William J. and Stoffaës, Christian (ed.) [1986], *French industrial Policy*, The Brookings Institution.
- ・ Cazes, Bernard et Mioche, Phelippe (ed.) [1990], *Modernisation ou Décadance*, Université de Provence.
- ・ Durand, Claude [1990], *De l'Économie planifié à l'Économie de marché*, Publisud.
- ・ Jenny, Frédéric, "6. Evolution of Antitrust Policies in France", *Mergers, Markets and Public Policy*, Mussati, Giuliano (ed.) [1995], Kluwer Academic Publishers.
- ・ Lane, Christel [1995], *Industry and Society in Europe*, Edward Elgar.
- ・ Kassim, Hussein and, Menon, Anand (ed.) [1996], *The European Union and National Industrial Policy*, Routledge.
- ・ Mescheriakoff, Alain-Serge [1996], *Droit public économique 2^e édition*, Presses Universitaires de France.
- ・ Gerber, David J. [1998], *Law and Competition in Twentieth Century Europe*, Oxford University Press.
- ・ Foreman-Peck, James and Federico, Giovanni (ed.) [1999], *European Industrial Policy*, Oxford University Press.
- ・ Eck, Jean-François [2000], *Histoire de L'économie Française depuis 1945*, Armand Colin.
- ・ Chauveau, Sophie [2000], *L'économie de la France au 20^e siècle*, Almand Colin.
- ・ Médan, Pierre et Warin, Thierry [2000], *Économie industrielle*, Dunod.
- ・ Bell, David S. [2000], *Parties and Democracy in France*, Ashgate.
- ・ Gordon, Philip H. and Meunier, Sophie [2001], *The French Challenge*, Brookings Institution Press.
- ・ Riem, Fabrice [2002], *La Notion de Transparence dans le Droit de la Concurrence*,

L'Harmattan.

- Kresl, Peter Karl and Gallais, Sylvain [2002], *France Encounters Globalization*, Edward Elgar.
- Maclean, Mairi [2002], *Economic Management and French Business From de Gaulle to Chirac*, Palgrave.
- Dabbah, M. Maher, [2003], *The Internationalisation of Antitrust Policy*, Cambridge.
- Bouayad, Anis [2003], *Stratégie pour la France*, Economica.
- Cahill, Dermot (ed.) [2004], *The Modernisation of EU Competition Law and Enforcement in the EU*, Cambridge.
- Katz, David [2004], *Juge Administratif et droit de la Concurrence*, Press Universitaires d'Aix-Marseille.
- SESSI [2005], *L'industrie en France et la mondialisation*, EMD S. A. S.
- OECD [2005], *OECD Journal of Competition Law and Policy Volume 7, No.1, "Competition Law and Policy in France"*, In : Wise, Michael, OECD.
- Frison-Roche, Marie-Anne et Payet, Marie-Stéphane [2006], *Droit de la Concurrence 1^{re} édition*, Dalloz.
- Pace, Federico Lorenzo [2007], *European Antitrust Law*, Edward Elgar.
- Lafay, Gérard [2007], *France Horizon 2050*, Economica.
- CAE [2007], *Mondialisation : les atouts de la France*, La Documentation Française.
- Subiotto, Romano and Snelders Robbert (ed.) [2007], *Antitrust Developments in Europe 2006*, Kluwer law International.
- Monti, Giorgio [2007], *EC Competition Law*, Cambridge.
- Korah, Valentine [2007], *An Introductory Guide to EC Competition Law and Practice*, 9th ed., Hart Publishing.
- Schmidtchen, Dieter, Albert, Max, and Voigt Stefan [2007], *The More Economic Approach to European Competition Law*, Mohr Siebeck.
- CCIP (ed.) [2008], *L'Avenir de L'Industrie Française : Entre concurrence et compétitivité*, La Documentation Française.
- Decocq, André, et Decocq, Georges [2008], *Droit de la Concurrence 3^e édition*, L. G. D. J.
- Condijs, Joan et Gadhout, Feryel [2008], *GDF-Suez Le dossier secret de la fusion*, Editions Michalon.
- Cole, Alistair [2008], *Governing and Governance in France*, Cambridge University Press.
- Drexler, Jsoef, Idot, Laurence, and Monéger, Joël (ed.) [2009], *Economic Theory and Competition Law*, Edward Elgar.

- ・ Buiges, Pierre-André and Sekkat, Khalid [2009], *Industrial Policy in Europe, Japan and the USA*, Palgrave.
- ・ Kharaba, Ivan, Dalmasso, Anne, Mioche, Philippe, Raulin, Philippe et Woronoff, Denis [2009], *Politiques industrielles d'hier et d'aujourd'hui en France et en Europe*, Editions Universitaires de Dijon.
- ・ Dumas, Georges [2010], *La politique économique : douze ans pour rien : 1995-2007*, L'Harmattan.
- ・ Schreiber, Jean-Jacques Servan [1967], *Le Défi-Américain*, Danoël（林信太郎・吉崎英男訳 [1968]『アメリカの挑戦』タイムライフ）.
- ・ Schonfield, Andrew [1968], *Modern Capitalism*, Oxford University Press（海老沢道進・間野英雄・松岡健二郎・石橋邦夫訳[1968]『現代資本主義』オックスフォード大学出版局）.
- ・ 遠藤輝明編著[1982]『国家と経済－フランス・ディリジズムの研究－』東京大学出版会.
- ・ 原輝史編[1986]『フランス資本主義』日本経済評論.
- ・ 安藤隆穂[2007]『フランス自由主義の成立』名古屋大学出版会.
- ・ 遠藤乾編著[2008]『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会.

European Integration and French Competition Policy since 1990

Satoko Wada

ABSTRACT

In this paper, I examined the development of the French competition policy around after 1990s, when the European integration progressed.

With the enhancement and the expansion of EU, France strongly recognizes the necessity for attempting the harmonization of various policies between the EU Member States and EU, on the standpoint as the one of the leader countries (with neighboring-country, Germany) in EU. Hence, France is positive for the revision of Competition law and policy, in consideration of EU competition policy-making. Moreover, under President Sarkozy born in May 2007, French government basically supports the function of market economy.

On the other hand, the problem of Greek financial crisis that surfaced at the end of 2009 brought the big damage to EU Member States.

The basic cause that this problem happened is incompleteness of the legal system, and of monitoring the market. Therefore, I pointed out that the role of competition policy increases further, in order to maintain and to form a fair and free market.

Keywords : European Integration; Competition Policy; Industrial Policy; France; European Union.

JEL Classification Numbers : K21; L41; L52.